

カナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則（平成10年4月1日 10農産第2747号
農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行
カナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則			カナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則	
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第33のカナダ産むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成19年6月7日農林水産省告示第764号。以下「告示」という。）1の（2）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定する裁断されたむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る植物検疫の実施については、「加熱乾燥されたカナダ産むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則」（平成19年6月7日付け19消安第2175号消費・安全局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。			植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第33のカナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物に係る植物検疫の実施については、平成9年12月19日農林水産省告示第1816号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	
1 乾草の形態 告示1の（2）のペイルの形態に結束された乾草とは、通常の乾草結束機により結束されたもので、おおむね次の規格に適合するものをいう。			1 乾草の形態 告示1のペイルの形態に結束された乾草とは、通常の乾草結束機により結束されたもので、おおむね次の規格に適合するものをいう。	
表 [略]			表 [略]	
2 輸出国における消毒 告示4の（2）の輸出国における消毒は、カナダ植物防疫機関（以下「植物防疫機関」という。）の確認の下に行われるものとする。この場合の植物防疫機関の確認事項は次のとおりである。 (1)～(3) [略]			2 輸出国における消毒 告示4の輸出国における消毒は、カナダ植物防疫機関（以下「植物防疫機関」という。）の確認の下に行われるものとする。この場合の植物防疫機関の確認事項は次のとおりである。 (1)～(3) [略]	
3 [略]			3 [略]	
4 鑑識版 (1) 鑑識板のちよう付 告示5の（2）の鑑識板はコンテナーの前扉の内壁部分に1コンテナー当たり1枚ちよう付し、消毒終了後も当該部分に引き続			4 鑑識版 (1) 鑑識板のちよう付 告示5の（1）の鑑識板はコンテナーの前扉の内壁部分に1コンテナー当たり1枚ちよう付し、消毒終了後も当該部分に引き	

きちよう付されているものとする。

(2) 鑑識板の性能確認

告示5の(3)の植物防疫官による鑑識板の事前の性能の確認は、少なくとも年1回カナダにおいて植物防疫機関と共同して次により行うものとする。

ア [略]

イ 性能の確認は、ペイルドヘイ又は高密度ペイルの形態に結束された乾草を積載したコンテナーを使用し、1コンテナーにつき4枚以下の鑑識板を配置して、告示4の(2)の所定の条件の下にくん蒸を行い、くん蒸終了後、鑑識板が適正な反応（燐化水素による特異的な化学反応）を示したかどうかを判定することにより行うこと。

ウ [略]

(3)～(5) [略]

5 表示

告示8の表示は、次の様式によるものとし、容易に確認できる大きさとする。



6 現地調査

植物防疫官は、告示5の(3)の鑑識板の性能確認を行う際、告示3の輸出国における検査、告示4の(2)の輸出国における消毒及び鑑識板の管理の状況についても、植物防疫機関と共同して、調査するものとする。

7 輸入検査

(1) [略]

(2) 輸入検査の結果、当該乾草にむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉が混入している場合であって、告示3の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)の鑑識板が設置されていない場合又は告示8の封印及び表示がなされていない場合には、当該乾草の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) [略]

続きちょう付されているものとする。

(2) 鑑識板の性能確認

告示5の(2)の植物防疫官による鑑識板の事前の性能の確認は、少なくとも年1回カナダにおいて植物防疫機関と共同して次により行うものとする。

ア [略]

イ 性能の確認は、ペイルドヘイ又は高密度ペイルの形態に結合された乾草を積載したコンテナーを使用し、1コンテナーにつき4枚以下の鑑識板を配置して、告示4の所定の条件の下にくん蒸を行い、くん蒸終了後、鑑識板が適正な反応（燐化水素による特異的な化学反応）を示したかどうかを判定することにより行うこと。

ウ [略]

(3)～(5) [略]

5 表示

告示6の表示は、次の様式によるものとし、容易に確認できる大きさとする。



6 現地調査

植物防疫官は、告示5の(2)の鑑識板の性能確認を行う際、告示3の輸出国における検査、告示4の輸出国における消毒及び鑑識板の管理の状況についても、植物防疫機関と共同して、調査するものとする。

7 輸入検査

(1) [略]

(2) 輸入検査の結果、当該乾草にむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉が混入している場合であって、告示3の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の鑑識板が設置されていない場合又は告示6の封印及び表示がなされていない場合には、当該乾草の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) [略]

(4) [略]

(4) [略]